

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第十三号

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正）」を付し、附則に次の二項を加える。

（利用の制限）

- 3 第二条の規定にかかわらず、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、放牧場を利用させない。
（利用を制限する期間における管理）
- 4 第三条の規定にかかわらず、前項に規定する期間においては、放牧場の管理は、知事が行う。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。